

限度額適用認定証の申請

マイナ保険証をお持ちの方は手続き不要です！

▼国民健康保険

有効期限が7月31日の認定証をお持ちで、8月1日以降も認定証が必要な方は、資格確認書等をお持ちのうえ申請してください。別世帯の方が申請する場合は、委任状が必要になります。

なお、限度額認定証は、7歳未満の方全員および70歳以上75歳未満の方で所得が一定の条件を満たす方に発行します。手続きが不要な場合もありますので、事前にご相談ください。

▼後期高齢者医療

限度額区分が併記された資格確認書をお持ちで、マイナ保険証をお持ちでない方は、7月末までに交付される資格確認書に引き続き「限度額区分」が記載されますので手続きは不要です。

また、現在、限度額区分が併記された資格確認書をお持ちでない方でも、申請により限度額区分を併記した資格確認書を発行することができます。

問・申 住民課 国保年金グループ

☎0247・62・2147

高病原性鳥インフルエンザの発生予防にご協力ください

鳥インフルエンザウイルスは渡り鳥によって国内に持ち込まれ、野鳥を含む野生動物や人によって養鶏場に運ばれると考えられています。

▼水田・池・川での白鳥やカモ類への餌やりは自粛願います。

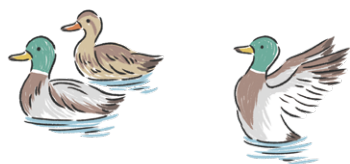
▼野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、ウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがあります。野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

▼同じ場所でも複数の野鳥が死んでいるのを発見した場合は、速やかに産業課までご連絡ください。

▼死亡した野鳥を片付ける際には素手で触らず、使い捨て手袋等を使用してください。

問 産業課 農林グループ

☎0247・62・2112



井戸水の検査をしませんか？

町では、井戸水・引き水を利用している町民の皆さんが、衛生的で安全な飲料水を飲用できるよう、水質検査のあつせんをしています。

▼一般検査

▽検査項目

一般細菌、大腸菌、亜硝酸窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度

¥11,000円（税込）

※7月1日より検査料金が右記の金額に変更となります。

※検査料金のお支払いは、採水時に直接検査機関にお支払いください。

▼住民課窓口または申込みフォームよりお申込みください。

▼放射性物質検査

県では、飲用井戸水の放射性物質検査を無料で行っています。町で検体を取りまとめて県に依頼しますので、検査を希望される場合は、事前にご相談ください。

▼新たに井戸を掘り直す場合の補助金



町HP



申込みはこちら

広告欄